

# 消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地  
☎ 083-923-5614 FAX 083-928-5416  
✉ syohisya.net@yamaguchi.coop  
http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net



2017年・・・あっという間に春になりました。

消費者ネットやまぐちもいろいろな活動をしてきました！！

中国・四国ブロック地方消費者フォーラムに参加！！

消費者ネットやまぐちが活動報告をしました

主催:消費者庁・「地方消費者フォーラム」中四国ブロック実行委員会

平成 28 年度地方消費者フォーラムが行われました。香川県生協連の木村誠実行委員長の開会の挨拶に続き、消費者庁の小野審議官より報告がありました。今年度の新しい取り組みとして、ワールドカフェという手法で、ファシリテーターの谷益美さんコーディネートのもとに進められました。

団体活動報告に消費者ネットやまぐち枠として、「つながりあって～」をテーマでの発表でした。定例開催している夜間無料法律相談会と平成 24 年度に活動報告のその後ということで、柳井市の消費者行政のその後として広域連携を発表しました。短い時間での発表でしたが、消費者ネットやまぐちをアピールできました。

## 全体テーマ

「誰もがつながりあって安心して住める地域を」

開催場所 香川県高松市サンポート 2 番 1 号タワー棟 6F  
「かがわ国際会議場」

開催日時 平成 29 年 1 月 20 日 (金) 13 時～16 時 10 分

参加人数 125 名

(消費者問題に取り組む中四国の消費者団体、行政関係者を含む)

内 容 ・グループ交流会 ファシリテーター 谷 益美 氏  
・団体活動報告

①地域の家 (ココカラハウス)

「まなぶ・いかす・つなげる・ひろがる地域の家」

②消費者ネットやまぐち「つながりあって～」

・夜間無料法律相談会 中村久枝理事

・柳井市の消費者行政のその後～広域連携～  
柳井市消費生活専門相談員 岡本浩司氏

・グループディスカッション 谷 益美 氏

(ワールドカフェ)

「10年後も安心して住めるまちってどんなまち？」をテーマに意見交換・交流を深めました。何か一つでも自分達の団体のためになるような「きっかけ」を持帰ればと熱心に討議に参加されていました。最後に 10 年後も安心して住める町にするために自分ができることを紙に書いて決意表明し盛況のうちに閉会しました。

1 桜のつぼみが 膨らみ始めています。

## 2 中国四国ブロック 地方消費者フォーラム

安全・安心な消費生活の実現には、消費者団体をはじめ、地域において多様な分野で活動する団体が「消費者」の観点からそれぞれの分野で諸問題に取り組むとともに、行政とも連携を図りながら、地域自らの創意と工夫により活動展開していくことが重要。今回のフォーラムでは、地域で活躍する消費者団体をはじめとした多様な団体が、交流・連携する場を提供し、各地域における今後の活動展開につなげてもらうことを目的として開催しています。地方消費者フォーラムは平成 22 年度から全国 8 ブロックで開催されています。参加者同士のグループ交流を通して今後の地域活動展開につなげる「きっかけの場所」とします。

## ワールドカフェとは

カフェで行うようなオープンで自由な会話を通し生き生きとした意見の交換や新たな発想の誕生を期待する話し合いの手段



### 3 消費者力

#### アップセミナー

アンケートから～（抜粋）

・情報だと思っていた情報を自分から発信していることに気づかされた。

・契約について法律を知る、知っていると知らないとは大きな違いだと思われました。

・実例は自分にもありそうなことなので、ドキドキしています。対応の仕方、相談先など教えて頂き安心できそうです。これから先、色々な契約をすることがあるだろうけど一度は、立ち止まって考えてみることも必要かなと思いました。

・消費生活センターに上手に相談できる消費者にならなくてはいけないと思いました。電話の対応も、つい個人情報を流している自分に気が付かされました。気を付けます。

・情報だと思っていた情報を自分から発信していることに気づかされた。実家の母から良く詐欺的な電話がかかってきたという話を聞いています。自分から情報を発信している気がするので、注意するように教えてあげたいと思います。実話を交えたお話でとても分かりやすく楽しいお話でした。ただ断った後の報復などの被害がないのか心配です。

・おかしいことがおかしく感じられない年齢になって来ている現実で、今日のようなお話を聞いて知らないことの恐ろしさを実感しました。

## 消費者力アップセミナーを開催しました

テーマ 「トラブルに遭わないために契約の仕組みと消費者トラブルの対処法」

講師 金融広報アドバイザー 中村 久枝 氏  
(消費者ネット理事) 消費生活専門相談員

★コープやまぐち中部地域の活動として消費者力アップセミナーの開催

★消費者力アップセミナーの初めての防府市開催

自分が騙されない自信がある？の心理チェックから始まり契約とは？何を持って契約となるのか？身近な事例を挙げてのお話です。クーリング・オフ話は参加者自身が悪徳訪問販売業者になったつもりで契約と工事日程を考えるという手法でのお話でした。

日時 2017年 1月26日(木) 10時～12時

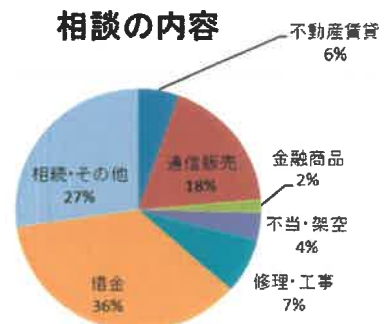
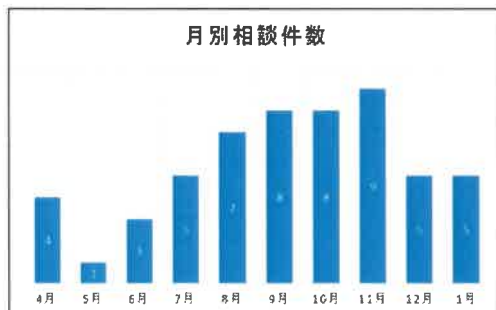
開催場所 コープやまぐち はなまる集会室(防府市)

参加人数 22名



## 夜間無料法律相談会を毎週開催中

消費者トラブル夜間無料法律相談会は、消費者被害が増える中、消費ネット会員の弁護士・消費生活専門相談員の方々によるボランティアの活動として、2015年4月から本格的にスタートしました。スタート時は、2週間に一度夜間(18時～20時)予約制で始めました。2016年4月からは、賛同いただいた8名の弁護士と3名の消費生活専門相談員で毎週火曜日夜間実施し、相談数も増えつつあります。広報活動の不十分さはありますが、地域住民への認知度を高め、安心できる地域社会づくりをめざしています。



**4 出張！！**

**無料法律相談会開催  
コープやまぐち  
第42回生協まつり**

**夜間無料法律相談  
特別企画**

**5 最近の事件**

3月1日から3月16日  
までに発生した詐欺事件

手口

・県警相談コールセンター職員を名乗る男から、「オレオレ詐欺の電話があったら、050-XXXX-XXXXに電話してください。」と電話があり、その後息子を名乗る男から「3,000万円都合してほしい。」と連絡が入る。うそ電話詐欺と看破し先に教えられた先に教えられた番号に電話したところ、「オレオレ詐欺を摘発しないといけない。騙された振り作戦に協力してください。」「捜査員を配置しています。」等と言われ、男性の妻が現金300万円を指定場所に宅配便で発送したが、男性が不審に思っ警察に相談し、宅配業者に配送の差し止めを依頼したため、被害は発生していない。

- ・消費者庁職員を名乗る男
- ・年金機構職員を名乗る男
- ・市役所職員を名乗る男
- ・「情報サイト閲覧履歴があり、未納料金が発生している。本日、連絡がない場合は法的手続に移行する旨のメールが届く
- ・甲社を名乗る男からより「あなたに株を買える権利がある。」

**いろいろな手口で言い寄ってきます！！あれ？と思ったらだれかに聞いてみましょう！！**



**コープやまぐち 生協まつりに参加します！！**

コープやまぐちが主催する「第42回生協まつり」へ、当法人もブースで参加することになりました。主体な活動である「消費者トラブル夜間無料法律相談会」や消費者ネットやまぐちの活動を多くの県民へ知らせていくことを目的にしています。

**夜間無料法律相談会特別企画**



**タイトル** 出張！！無料法律相談会  
**イベント名** 第42回 生協まつり  
**日時** 2017年3月25日(土) 26日(日)  
10時～15時00分 の2日間  
**場所** 山口きらら博記念公園  
(山口市阿知須 509 番 50 0836-65-6900 (代表))

**スケジュール**

	10時～12時30分	12時30分～15時
3月25日(土)	中嶋弁護士	松田弁護士
3月26日(日)	濱田弁護士	佐伯弁護士

**3月1日から3月16日までに山口県内で発生した不審電話  
及び詐欺事件(山口県警ホームページより)**

**毎日のように新聞に不審電話の発生を伝える記事が載っています。**

コールセンター等をかたる不審電話の発生 (3月3日発表、周南署)  
息子をかたる不審電話の発生 (3月5日発表、防府署)  
オレオレ詐欺と認められる不審電話の発生 (3月6日発表、柳井署)  
不審電話の発生 (3月6日発表)  
下関署不審電話の発生 (3月6日発表、周南署)  
息子をかたる不審電話の発生 (3月6日発表、山口署)  
不審電話の発生 (3月8日発表、周南署)  
息子をかたる不審電話の発生 (3月8日発表、山口署)  
オレオレ詐欺と認められる不審電話の発生 (3月8日発表、下関署)  
警察官をかたる不審電話の発生 (3月8日発表、柳井署)  
息子をかたる不審電話の発生 (3月8日発表、山口南署)  
不審電話の発生 (3月7日発表、岩国署)  
還付金詐欺と認められる不審電話の発生 (3月9日発表、山口南署)  
不審電話の発生 (3月9日発表、周南署)  
不審電話の発生 (3月9日発表、下関署)  
還付金詐欺と認められる不審電話の発生 (3月15日発表、宇部署)  
不審電話の発生 (3月14日発表、周南署)  
うそ電話詐欺事件の発生【息子を騙るオレオレ詐欺】  
(3月14日発表、岩国署)  
不審電話の発生 (3月14日発表、防府署)  
不審電話の発生 (3月15日発表、下関署)

6 注意ポイント！！

インターネット編

相手が見えないインターネット取引での支払いは、それぞれの決済方法のメリット・デメリットをよく理解して、安心な取引を心掛けましょう！

「前払い」…商品・サービスの提供を受ける前に支払いをする方法

例：プリペイドカード、銀行振込（前払い）

「即時払い」…商品・サービスの提供を受けると同時に支払いをする方法

例：デビットカード、代金引換

「後払い」…商品・サービスの提供を受けた後に支払いをする方法

例：クレジットカード、キャリア決済（携帯電話）

銀行振り込みの前払いだけでなく、カード支払や代金引換など、決済手段が複数用意されている販売店を選ぶ

前払いの際には、サイト運営者と口座名義人が同一であるか確認しましょう。特に個人名口座への振込みは慎重にしてください！

057-064-9370

悪質商法などの相談窓口を案内する消費者ホットライン  
電話番語「(いやや!)」  
語呂合わせ

「188」

特定非営利活動法人  
消費者ネットやまぐち

753-0083  
山口市後河原 210 番地

電話番号:  
083-923-5614

FAX 番号:  
083-928-5416

電子メール:  
svohisva.net@vamaguchi.coop

～インターネット通販における注意ポイント～

- 所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報を自分でしっかりと確認
- 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合など、購入する商品が模倣品でないか十分に注意
- 配送方法や配送期間などがどの程度掛かるかを知っておく
- クレジットカードが利用できず、支払方法が銀行振込のみしか用意されていない場合で、個人名口座の場合は十分に注意
- サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認
- 支払後でも悩まず、速やかに各地の消費生活センター、警察等に相談

(消費者庁ホームページより)

決済の種類「前払い」「即時払い」「後払い」に分類できます。

「前払い」は商品・サービスが提供されていない状態での支払いですので、商品未着やサービス未提供といったリスクがあります。他方、「後払い」の代表であるクレジットカード決済では、インターネット上でカード情報を入力するため、情報漏えいのリスクがあります。しかしながら、以下の注意点を知っておけば、そのリスクを最小限に留めることができます。

2017年度新会員を募集してます

消費者ネットやまぐちは、会員の会費で活動をしています

団体正会員	入会金	2,000円
	年会費	—□ 10,000円
団体賛助会員	年会費	—□ 10,000円
	入会金	1,000円
個人正会員	年会費	—□ 2,000円
	年会費	—□ 1,000円

申込みは、消費者ネットやまぐち事務所までご連絡お願い致します。口座や振込用紙をお届けいたします。

会員の方には、当ネット主催の各種講座のご案内等や消費者ニュースのお届けをしています。

4月には新入学の季節です。新大学生や新社会人になった人には良いこともびっくりすることもあるし、初めての契約も・・・いろんな出来事が待っています。様々なことに対処していける力を身に付けてほしいですね！